

手続きはお早めに 児童扶養手当現況届 特別児童扶養手当所得状況届

●児童扶養手当

父母の離婚、父の死亡、未婚などにより父と生計を別にする児童を監護している母、または母に代わって養育している方などに対して支給される手当です。
(ただし遺族年金などの公的年金を受給されている場合は対象になりません。)
※児童の対象年齢は、18歳に達した年の年度末(3月31日)まで。ただし、中度以上の障害がある場合は20歳まで。

●特別児童扶養手当

精神または身体に障害のある20歳未満の児童を養育している方に支給される手当です。

現在、児童扶養手当や特別児童扶養手当を受けている方(所得制限で手当を受けていない方を含む。)は必要書類、印鑑などを持って、次の期間中に女性児童課または各支所保健福祉室・市民生活室で現況届、所得状況届の手続きをしてください。

■受付期間

△児童扶養手当▽
8月29日(金)まで

△特別児童扶養手当▽
8月11日(月)～9月10日(水)

期間内に手続きをしないと8月分以降の手当が差し止められるほか、この手続きを2年間しないと時効により、受給権がなくなりま

すのでご注意ください。
※新たに該当すると思われる方は問い合わせください。
問い合わせ
女性児童課児童福祉係
☎0824731192

戸籍・住民票などの 交付請求者が明確化

本年5月、戸籍法と住民基本台帳法が改正され、戸籍や住民票、記載事項証明を取得できる場合が法律で明確化されました。どんな方が戸籍や住民票を取得できるのかについてお知らせします。

■戸籍(除籍・改製原戸籍・記載事項証明、附票を含む)について
●取得できる方:その戸籍に記載されている本人または配偶者、直系の親族。

配偶者が交付申請できるのは、婚姻中の場合に限られます。直系の親族とは父母・祖父母・子・孫などで、婚姻による除籍後の兄弟姉妹やおじ、おば、甥、姪などは含まれません。本市に戸籍がない方が交付請求される場合、対象者との関係を確認しています。

●交付申請書に次のことを記入していただきます。
○請求者(窓口に来た方)の氏名・住所・生年月日・続柄
○対象者(必要な方)の氏名・本籍地

■住民票(除票・記載事項証明を含む)について
●取得できる方:本人または本人と同じ世帯の方。

親族であっても、住民票の世帯が異なる場合は委任状が必要です。
●交付申請書に次のことを記入していただきます。
○請求者(窓口に来た方)の氏名・住所・生年月日・続柄

○対象者(必要な方)の氏名・住所
※そのほか、正当な理由(国や地方公共団体の機関に提出の必要、権利・義務の履行のために確認の必要)があれば、戸籍・住民票などを取得することができます。

窓口では交付申請をする方の本人確認を行っていますので、官公署発行の免許証や健康保険証などを提示してください。
問い合わせ
市民生活課戸籍住民係
(☎0824731157)または各支所市民生活室